

## 届出に係る様式の作成

### 1) 届出書および添付書類

届出の際には、それぞれ以下の様式による届出書および添付書類を提出する必要がある。

表 届出書・添付書類：居住誘導区域関連

区 分	届出書	添付書類
開発行為の場合	様式第 10	<ul style="list-style-type: none"><li>当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）</li><li>設計図（縮尺 100 分の 1 以上）</li><li>その他参考となるべき事項を記載した図書【位置図等（縮尺 1,000 分の 1 程度）】</li></ul>
建築行為の場合	様式第 11	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）</li><li>住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）</li><li>その他参考となるべき事項を記載した図書【位置図等（縮尺 1,000 分の 1 程度）】</li></ul>
上記の 2 つの届出内容を変更する場合	様式第 12	<ul style="list-style-type: none"><li>上記と同じ</li></ul>

表 届出書・添付書類：都市機能誘導区域関連

区 分	届出書	添付書類
開発行為の場合	様式第 18	<ul style="list-style-type: none"><li>当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）</li><li>設計図（縮尺 100 分の 1 以上）</li><li>その他参考となるべき事項を記載した図書【位置図等（縮尺 1,000 分の 1 程度）】</li></ul>
建築行為の場合	様式第 19	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）</li><li>建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）</li><li>その他参考となるべき事項を記載した図書【位置図等（縮尺 1,000 分の 1 程度）】</li></ul>
上記の 2 つの届出内容を変更する場合	様式第 20	<ul style="list-style-type: none"><li>上記と同じ</li></ul>